

iDC サービス約款

第 2.0 版

2011 年 11 月 1 日

株式会社 イーツ

目 次

第1節	総則	3
第1条	(約款の適用)	3
第2条	(協議)	3
第3条	(約款の変更)	3
第4条	(本サービスの内容)	3
第2節	申込みおよびその承諾等	4
第5条	(サービスレベルの適用)	4
第6条	(第三者への委託)	4
第7条	(利用申込み)	4
第8条	(利用契約の承諾等)	4
第9条	(利用契約の締結)	4
第10条	(利用開始日)	5
第11条	(契約内容の変更等)	5
第3節	権利の譲渡及び地位の承継等	6
第12条	(権利の譲渡)	6
第13条	(契約事項の変更の届出)	6
第4節	本サービスの停止及び利用契約の解約等	7
第14条	(サービス提供の停止)	7
第15条	(サービス提供の中止)	7
第16条	(非常時における利用の制限又は停止)	7
第17条	(サービスの廃止)	8
第18条	(即時解除)	8
第19条	(契約期間)	8
第20条	(利用契約の解約)	8
第5節	契約者の義務等	10
第21条	(禁止事項)	10
第22条	(第三者に対するサービスの提供)	10
第23条	(当社データセンターの利用)	10
第24条	(契約者もしくは利用者のサーバ設備および義務等)	10
第25条	(契約者への通知等)	11
第26条	(初期費用の支払義務)	11
第27条	(月額利用料の支払義務)	11
第28条	(月額利用料の請求及び支払)	12
第29条	(解約料の支払義務)	12

第30条	(料金の返還)	12
第31条	(遅延損害金)	12
第32条	(原状回復)	12
第6節	情報の取扱い	14
第33条	(機密保持)	14
第34条	(契約者情報の登録・開示)	14
第35条	(個人情報)	14
第36条	(契約者のデータの権利)	14
第7節	損害賠償	16
第37条	(損害賠償)	16
第38条	(賠償請求限度額)	16
第39条	(免責)	16
第40条	(不可抗力)	16
第8節	雑則	17
第41条	(端数処理)	17
第42条	(消費税)	17
第43条	(合意管轄裁判所)	17

第1節 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社イーツ（以下、「当社」といいます。）は、「iDC サービス約款」（以下、「本約款」といいます。）に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」、および当社と利用契約を締結した者を「契約者」、契約者が利用を認めた者を「利用者」といいます。）を締結の上、第4条に記載するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 (協議)

1. 本約款に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。
2. 本約款以外に個別契約の定めがある場合には、個別契約を優先するものとします。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の約款によります。
2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて通知又は公表します。

第4条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、以下の通りです。

(1)ハウジングサービス

当社データセンター（端末設備収容架・空調・電源設備等を備えた場所であって、インターネットに接続するための電気通信設備を備えた当社の設備）内に契約者専用のサーバーラックを設置し、サーバ運営に必要な回線・電源等を提供するサービスです。本項（3）のマネージドサービスを同時にご利用いただけます。

(2)ホスティングサービス

当社データセンター内に契約者専用又は共有のサーバをご用意し、契約者が独自ドメインにてウェブサーバやメールサーバ等のインターネットサービスを行うために必要なリソースを提供するサービスです。本項（3）のマネージドサービスを同時にご利用いただけます。

(3)マネージドサービス

監視サービス、運用サービス、作業サービスから構成されます。これらを当社データセンター内に限定せず、契約者に提供するサービスです。

2. 第1項に定める各サービスの内容は、別途定める「サービス定義書」に記載の通りとします。
3. 当社は、第1項に定めのない新規サービス又は本サービスに付随する付帯サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めがない限り本約款が適用されます。

第2節 申込みおよびその承諾等

第5条 (サービスレベルの適用)

1. 当社は別途「iDC サービス品質保証 (以下、「SLA」といいます。)」においてサービスレベルの基準となる保証値を定めます。
2. 利用サービスの品質がSLAに定める保証値を下回った場合、当社は、SLAの定めに従い、契約者に対し月額利用料の一部を減額します。

第6条 (第三者への委託)

1. 当社は、本サービスを提供するために必要となる業務の一部を、契約者又は利用者の同意なく、第三者に委託することがあります。

第7条 (利用申込み)

1. 当社が提供する、本サービスの利用申込み (以下、「利用申込」といいます。) は、当社所定のサービス申込書に定める事項を記載して当社に提出する事により行うものとします (以下、利用申込を行った者を「申込者」といいます。)

第8条 (利用契約の承諾等)

1. 当社は、本サービスの利用申込があった場合は、これを承諾するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾しない、もしくは承諾を取り消すことができるものとします。
 - (1) 当社が、利用申込に係わる本サービスの提供又は本サービスに係わる装置の保守が、技術上困難と判断した場合。
 - (2) 申込者が、本サービスに係る契約上の義務を怠るおそれがある場合。
 - (3) 利用申込書の内容に虚偽の事実を記載した場合。
 - (4) 申込者又はその株主・役員その他契約者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力である場合。
 - (5) 申込者又はその役員が、前科前歴を有することが判明した場合。
 - (6) その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合。
2. 当社は、前項各号により利用申込を承諾しない場合、もしくは承諾を取り消す場合は、申込者に対し速やかに通知するものとします。通知は申込者の届け出た住所、メールアドレス、ファックス番号、電話番号のいずれかに対して行なうものとします。

第9条 (利用契約の締結)

1. 利用契約の締結は、利用申込の承諾をもって行われるものとします。

第10条（利用開始日）

1. 本サービスの提供は、利用契約が締結され、当社と契約者にて協議の上定められた日（以下、「利用開始日」といいます。）を利用サービスの提供日とし課金開始日とします。

第11条（契約内容の変更等）

1. 契約者は、利用契約の内容を変更したい場合、同一種類のサービス内においてのみ当社所定の書面を提出することにより、申込むことができます。
2. 当社は、契約者より前項の申し出があった場合は、第8条（利用契約の承諾等）、第9条（利用契約の締結）の規定に準じて取り扱います。
3. 変更後の利用サービスの提供日は、第10条（利用開始日）の規定に準じて取り扱います。

第3節 権利の譲渡及び地位の承継等

第12条 (権利の譲渡)

1. 契約者は、利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係わる一切の権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできません。

第13条 (契約事項の変更の届出)

1. 契約者は、利用申込書の記載事項に変更が生じる場合には、当該変更が生じる前に、その旨および変更の内容を書面にて当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転）又は事業譲渡等を実施により会社の基礎を変更する場合には、当該組織再編行為又は事業譲渡等に係る機関決定を行った日から2週間以内に、当該事実を証明する書類を当社に届け出るものとします。
3. 前項の場合、当該変更の実施により利用契約上の権利義務が帰属する法人が契約者の地位を承継し、当社の契約者になるものとします。
4. 当社は、本条第1項および第2項の届出が遅れたこと又は届出を怠ったことにより契約者が蒙った如何なる損害についても一切の責任を負わないものとし、同届出が遅れたこと又は届出を怠ったことにより当社からの通知等が到着しなかったとしても、当該通知が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなすことができるものとします。
5. 当社は、本条第2項の場合において契約者となった法人が第8条（利用契約の承諾等）第1項各号のいずれかに該当する場合は、利用契約を解約することができるものとします。

第4節 本サービスの停止及び利用契約の解約等

第14条 (サービス提供の停止)

1. 当社は、契約者が次の各号の何れかに該当すると当社が判断した場合、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - (1) 初期費用、月額利用料その他利用契約に基づき負担する支払義務の履行を遅延した場合。
 - (2) 第8条1項規定事由が認められる場合。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又はその恐れがある行為を行ったと当社が認めた場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由、実施期日及び期間を当社が定める方法にて契約者へ通知します。但し 緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項各号に基づき本サービスの提供を停止した場合に契約者が被った損害については、賠償の責任を負いません。

第15条 (サービス提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止する場合があります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ない場合。
 - (2) 登録電気通信事業者等が、電気通信サービスを停止もしくは中止した場合。
 - (3) 前各号に掲げる場合の他、当社が本サービスの提供が不可能又は著しく困難と判断する事情が生じた場合。
2. 当社は、前項の理由により本サービスの提供を中止する場合には、その理由、実施期日及び期間を契約者に対し事前に通知します。但し 緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項各号に基づき本サービスの提供を中止した場合に契約者が被った損害については、賠償の責任を負いません。

第16条 (非常時における利用の制限又は停止)

1. 当社は、天災、事変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援活動その他秩序の維持に必要な事項を内容とする通信もしくはその他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱う為、当社サービスの利用を制限又は停止する処置を取ることが出来るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を制限又は停止した場合に契約者が被った損害については、賠償の責任を負いません。

第17条 (サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全てもしくは一部を廃止することがあります。この場合、利用契約は本サービスの廃止と同時に解約されるものとします。
2. 当社は、前項によりサービスを廃止しようとする場合は、影響を受けることとなる契約者に対し、当社が定める方法にて事前に通知します。
3. 当社はサービス廃止に伴う損害賠償責任を負いません。

第18条 (即時解除)

1. 契約者が次の各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合は、契約者は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。この場合、当社が契約者に対し債務を負担しているときは、当社は債権債務の種類・履行期の如何にかかわらず任意に相殺することができます。
 - (1) 契約違反の事実があった場合もしくは法令又は公序良俗違反の行為があった場合。
 - (2) 警察、裁判所その他の公的機関による正当な手続きを経て本サービスの提供につき、停止命令が出された場合。
 - (3) 会社の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合又は裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
 - (5) 契約者が解散しようとした場合又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。
 - (6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となった場合。
 - (7) 契約者又はその株主・役員その他契約者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力である場合。
 - (8) その他契約者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 契約者が前項各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合、当社は何ら通知・催告を要せず、即時に利用契約の全部又は一部を解除することができます。
3. 第1項各号の何れかに該当したことにより利用契約を解除した事により当社に損害が発生した場合は、当社は契約者に対し賠償を請求することが出来るものとします。

第19条 (契約期間)

1. 利用契約の最低契約期間は、特に定めがない限り、利用開始日から1ヶ月とします。

第20条 (利用契約の解約)

1. 契約者が利用契約を解約する場合には、特に定めがない限り、解約日の14日前までに当社所定の書面

を当社に到達することにより、利用契約を解約することができます。又、当社から解約を申出の場合は、解約日の3ヶ月前迄に当社が定める方法にて契約者へ通知します。

2. 契約期間満了までに契約者又は当社より更新拒否の意思表示がなされない限り、利用契約は特に定めがない限り1ヶ月ごとに自動的に延長し、以後も同様とします。

第5節 契約者の義務等

第21条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用および当社データセンターの利用にあたり、次の行為をおこなってはなりません。また、試みる行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社もしくは第三者のプライバシー権・肖像権等の権利を侵害する行為、著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
 - (6) 当社および当社の契約者もしくは利用者の安全を脅かす行為
 - (7) 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
 - (8) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為
 - (9) 当社又は本サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
 - (10) 当社データセンター内で、許可のないエリアへ立ち入る行為
 - (11) 当社がデータセンター毎に定める「データセンター利用ガイド」において禁止している事項に反する行為
 - (12) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

第22条 (第三者に対するサービスの提供)

1. 契約者が、本サービスを利用して、第三者にサービス提供する場合は、契約者の責任をもって第三者に当該サービスの利用を許可し、本約款を遵守させるものとします。
2. 契約者と第三者の間に損害及び紛争等が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条 (当社データセンターの利用)

1. 契約者もしくは利用者が当社データセンターへ入館する場合には、事前に当社指定の方法で申請しなければなりません。また、契約者もしくは利用者は、当社データセンターの利用に際しては、次の各号を遵守するものとします。
2. 事前の承認が無い場合には、当社データセンターへは入館できません。
3. 本サービスが第14条(サービスの提供の停止)第1項、もしくは第16条(非常時における利用の制限又は停止)の状況においては、当社の判断により入館を拒否する場合があります。また、当社は契約者もしくは利用者による人的被害をおよぼす危険性があると判断した場合にも入館を拒否することができます。

4. 当社データセンター内においては、当社社員およびビル管理会社（警備員を含む）の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退館措置といたします。
5. 契約者および利用者はデータセンターへの入館に際し、当社の許可を得たパソコン等の情報処理機器以外は持ち込むことができません。なお、持ち込みを希望する情報処理機器については以下の事項を遵守してください。
 - (1) 事前に許可を得た作業目的以外の使用はしない
 - (2) 最新のセキュリティパッチを適用した機器を使用する
 - (3) 必ずウイルス対策ソフトを導入した機器を使用する
6. その他、「データセンター利用ガイド」を遵守するものとします。

第24条（契約者もしくは利用者のサーバ設備および義務等）

1. 本サービスの契約者もしくは利用者は、当社のデータセンターに設置したサーバ設備（サーバ設備、およびその他の付帯設備）について、自己の負担と責任において管理します。
2. 本サービスの契約者もしくは利用者は、サーバ設備の制御・調整、その他通知書等により通知された本サービスを利用するために必要な情報（ユーザ ID、パスワード、管理用 URL 等）を、自己の負担と責任において管理します。
3. 作業時に不要となった梱包材、部品、廃材などは、契約者もしくは利用者の負担と責任において、持ち帰りまたは廃棄等の対応をします。

第25条（契約者への通知等）

1. 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知、その他連絡（以下、「通知等」といいます。）は、契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 前項の連絡先に変更がある場合において、契約者が当社に対して該当連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、契約者に通知等が到達しなかったとしても、当該通知が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。

第26条（初期費用の支払義務）

1. 契約者は、当社が利用申込を承諾した場合で初期費用が発生する場合には、当社が指定した支払期日までに当社と契約者との協議の上合意した支払方法にて初期費用を支払わなければなりません。

第27条（月額利用料の支払義務）

1. 契約者は、利用開始日から利用契約の解約又は終了までの期間、当社に利用サービスの月額利用料を支払うものとします。
2. 公租公課の変動、経済情勢の変化により、当社は利用料金を改定することができるものとします。
3. 契約者は、第14条（サービス提供の停止）の規定により利用サービスの提供が停止されている期間の月額利用料についても、前項の支払義務を免れることはできません。

第28条（月額利用料の請求及び支払）

1. 当社は、当社が定める方法により、初期費用もしくは月額利用料を契約者に請求します。
2. 前項の定めにより初期費用もしくは月額利用料の請求を受けた契約者は、当社が指定した支払期日までに当社と契約者との協議の上合意した支払方法にてその月額利用料を支払うものとします。

第29条（解約料の支払義務）

1. 本サービスにかかる契約者は、契約期間の満了前に第18条（即時解除）又は第20条（利用契約の解約）の規定により当該利用契約の解約を行った場合は、別段定めのない限り、その残余の期間に対する月額利用料総額を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。ただし、第17条（サービスの廃止）による解約の場合及び第20条（利用契約の解約）に基づき当社が解約した場合は、その限りではありません。
2. 契約者は、契約期間の満了前に第11条（契約内容の変更等）の規定により当該サービスの変更をおこなった場合において、変更前の利用料金から変更後の利用料金を控除し、差額がある場合、その残余期間に対応した利用料金を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。
3. 契約者は、利用契約の締結後、当社と契約者との協議にて定められた利用開始日までに、契約者より第20条第1項に従い利用契約の解約の申し入れがあった場合、契約者は当該サービスの提供の為、当社が負担した全ての費用を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。

第30条（料金の返還）

1. 契約者が最低契約期間の満了を待たずに利用契約を解約した場合、契約者は当該最低契約期間満了までの月額利用料の支払義務を免れないものとします。ただし、第17条（サービスの廃止）による解約の場合、その限りではありません。
2. 利用契約の締結後においては、如何なる事由においても、初期費用の返還はしないものとします。
3. 契約者が当社と合意のもと契約期間内における全月分の月額利用料を一括支払いした場合において、契約者が契約期間の満了を待たずに利用契約の解約の申し入れをおこなった場合、契約期間の残余月の月額利用料は返還しないものとします。ただし、第17条（サービスの廃止）による解約の場合、その限りではありません。

第31条（遅延損害金）

1. 契約者は、料金等、割増金又は違約金を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第32条（原状回復）

1. 利用契約が解約される場合、契約者は解約日までに自己の費用負担において、データセンター内に設置したサーバ設備等を撤去し、原状に復旧します。
解約日までに契約者が原状復旧を完了しなかった場合、原状復旧を完了した日までの利用料（30日/月による日割り計算）を、当社の請求に基づき支払います。
2. 契約者は、当社のデータセンター設備について、次のような加工・組替えを行おうとする場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。
 - （1） 造作、除去、改造又は取り替えを行う場合
 - （2） 重量物又は電気容量の大きい機器を設置、増設又は更新する場合
 - （3） 看板、掲示板、広告又は標識を設置する場合
3. 前項の加工・組換えは、当社の指定又は承認する設計者および施行者により、当社が指定又は承認する方法で行います。
4. 契約者が第2項、第3項に違反して加工・組替えを行った場合には、当社は契約者の費用負担により原状に回復することができます。

第6節 情報の取扱い

第33条 (機密保持)

1. 当社は、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密および利用者の秘密を含み、以下各号の情報を除きます。）を保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存し、第三者に漏洩しません。
 - (1) 知り得た時点で当社がすでに取得済みの情報
 - (2) 知り得た時点で公知の情報又は知り得た後に当社の帰責事由によらず公知となった情報
 - (3) 当社が第三者から正当に取得した情報
 - (4) 開示又は提供について契約者の同意を得た情報
 - (5) 法令に基づき官公庁又は裁判所から開示を義務付けられた情報
2. 前項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第6条（第三者への委託）の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者からの事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することがあります。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う機密保持の義務と同等に負わせます。
3. 前項の定めにかかわらず、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、契約者は、当社が当該開示請求の範囲で前項の機密を開示することに同意します。

第34条 (契約者情報の登録・開示)

1. 当社は本サービスの利用契約の締結後、契約者の氏名又は商号等の情報を当社顧客リストに登録します。
2. 契約者は、当社に公的機関より正当な要求があった場合、前項の顧客リストの登録内容及び契約内容等が公的機関に開示されることに同意したものとみなします。

第35条 (個人情報)

1. 当社は、契約者又は利用者から取得した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいい、以下同様とします）の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、本サービスの提供の目的以外に使用いたしません。
2. 契約者又は利用者が個人情報取扱事業者として収集した個人情報をサーバ内に預託して本サービスを利用している場合においては、契約者又は利用者が唯一かつ排他的なコントロールを有するものであり、当社は「個人情報の保護に関する法律」に基づく責任を負いません。

第36条 (契約者のデータの権利)

1. 契約者のデータに関する著作権を含む権利は、契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれら

の権利を保護する義務を負わないものとします。

2. 当社は、契約者のデータが著作権を含む第三者の権利を侵害した場合、その行為及びその結果に対し、一切の責任を負わないものとします。

第7節 損害賠償

第37条 (損害賠償)

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるに際し、専ら当社の責めに帰すべき事由により経済的損害を被った場合、通常生ずべき損害の範囲内に限り、その損害の賠償を請求出来るものとします。但し、契約者が第5条(サービスレベルの適用)第2項の月額利用料の減額を受けた場合、当該減額分については請求することはできません。
2. 契約者又は利用者、および第22条(第三者に対するサービスの提供)に該当する第三者による本約款に違反する行為により、当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第38条 (賠償請求限度額)

1. 前条に基づき当社が契約者に対して負担する損害賠償責任の範囲は、当社が本サービスに損害保険を付保し、当社が損害保険会社と交わす損害保険契約において補償される範囲に限るものとします。但し、その賠償請求金額が、別途定める「iDC サービス品質保証」の規程で定める減額より少ない場合は、本条項に基づいて別途損害の賠償を請求することはできません。

第39条 (免責)

1. 当社は、第14条～第18条及び第40条の場合において、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

第40条 (不可抗力)

1. 当社及び契約者のいずれも、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示その他の指導又は不可抗力に基づく場合、利用契約上の責務の不履行又は遅延が発生する場合があります。

第 8 節 雑則

第 4 1 条 (端数処理)

1. この約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。

第 4 2 条 (消費税)

1. 契約者が当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 4 3 条 (合意管轄裁判所)

1. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は 2011 年 11 月 1 日から施行されます。